

初 回 振 替 契 約

(にこにこふりかえプラン)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2019年10月1日 実施

本 則

1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）の初回振替契約（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、初回振替契約といたします。

2 適用範囲

低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯または需要抑制割引型電灯により電気の供給を受け、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により料金を支払われるお客さまで、この料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合には適用いたしません。

3 契約の成立

初回振替契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

4 料 金

(1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、料金表の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯または需要抑制割引型電灯によって算定された基本料金および電力量料金の合計からこの料金表以外の料金表によって算定された割引額および次の初回振替契約割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発

電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、料金表の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯または需要抑制割引型電灯によって算定された料金といたします。

初回振替契約割引額（1契約につき）	55円00銭
-------------------	--------

(2) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、(1)の初回振替契約割引額は適用いたしません。

5 初回振替契約の廃止

(1) お客さまが初回振替契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 初回振替契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客さまが、料金表の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯または需要抑制割引型電灯による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に初回振替契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に初回振替契約が消滅したものといたします。

6 その他

その他の事項については、低圧特別約款（基本契約要綱）および料金表の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯または需要抑制割引型電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

1 この料金表の実施期日および適用期間

この料金表は、2019年10月1日から実施し、2020年3月31日まで適用いたします。

2 この料金表の廃止

当社は、適用期間の満了をもってこの料金表を廃止いたします。この場合、初回振替契約は、この料金表の適用期間の満了日に消滅するものといたします。

3 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、本則4（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

初回振替契約割引額（1契約につき）	54円00銭
-------------------	--------